

特定計量制度及び差分計量に係る検討委員会
第4回 特定計量制度及び差分計量に係る検討ワーキンググループ
議事要旨

日 時：令和2年12月9日（水）13：00～14：50
場 所：オンライン会議
議 題：特定計量制度に係る基準・ガイドライン案の検討

議題1～3

委員・オブザーバー

- 表記等について、製造者名、型名等を見やすい所に明瞭に表記することとあるが、銘板には製造事業者や製造番号等が記載してあり、それ以外に重複するようなものがあれば、製造銘板の中に特定計量対象ということだけ記載すれば包括できるような運用になるよう、検討いただきたい。
- 封印について、計量機能の不正な変更ができないような機能については、具体的に封印というような形ではなくて、例えば特殊ネジを使っているのだから普通には開けられませんとか、そのような対応でメーカー側が大丈夫ですということを示すことでも認められると考えてよいか。
- 特定計量の要件の「使用環境の特定」のところ、温度の例があげられていたが、使用機器の周囲温度を測定しておくことが必要か。また、それらをロギングしておく必要があるか。もし、届出が0～20℃だったものが30℃の環境となった場合には、誰がどうやって判断するのか。
- 記録的な猛暑など、通常想定されない気温上昇があり、届出の条件と異なる環境となった場合は、指摘や是正といった措置がとられるのか。その場合、どの程度余裕を持たせた設定が適当なのかということが懸念される。

事務局・行政機関

- 表記等は、情報を識別するという観点のため、二重にする必要はないので、必要な情報が計量器にきちんと記載されていればよいと考えている。
- 封印は、提案いただいたような方法でよいと考えている。
- 温度については、温度計の設置や、記録の保存を求めることは考えていない。他法令でも、例えば法令上で40℃以下であることを求めているも、事業者は温度の測定や記録までは求めているものもあると認識。これは、気温以外にも、湿度、乾燥、浸水、高調波などについても同じことが言えるが、これらの試験項目についていずれも記録を取っておくということは難しいと考えている。
- 実務的なところは今後考えていくこととなるが、屋外での使用を想定していると申請された場合に、対応温度が35℃までの場合は、政府としては、試験項目の温度の対象の設定の仕方が変ではないかと指摘させていただく可能性がある。そのため、届出事業者には、外気温に対して十分余裕がある設定にさせていただくということが適当ではないかと思っている。
- 届出と異なる条件となった場合等の指摘や是正について、例えば、本日の資料では、検査方法や検査主体の箇所、必要な能力及び体制を有する者により、誤差及び構造に

係る基準への適合性を確認するために必要な検査が実施されていること。」を基準とすることを考えているわけだが、それに照らして違反があると判断する場合、当然それは罰則や行政指導の対象になる。

- 基準に照らして、少なくとも想定される使用条件の範囲において適切にしっかり検査が実施されていたということであれば、行政指導等に至らない可能性もある。先ほど紹介した法令でも、外気温が40°Cを超えたからといって、即座に法令違反になるという運用はしていなかった。ただし、40°Cということをやっているのであれば、40°Cを超えないための努力は、各事業者にしていただかなくてはいけないという運用でやっていたかと思う。今後、これらの他法令を参考とした運用になっていくものと考えている。

議題4、5

委員・オブザーバー

- サンプル検査について、AQLの考え方というのは、不良が混ざってもいいという考え方だと思うが、不良数がここまでというのは、取引をする者同士で決めるのか。または、AQLの目安を基準の方にいれるのか
- 検査主体の箇所、検査設備の例の表に、「あくまで例示であり、下記の機器が全て必要であるわけではない」とあるが、この“下記の機器”とはどこを指しているのか。国家標準にトレーサブルなというところは指していないという理解でよいか。
- 「検査方法」において、計量器の構造やソフトウェア等に変更があった場合の対応について、検査主体が届出事業者と一致している場合は、この対応については特に実施する必要がないと理解してよいか。
- 国家標準にトレーサブルな標準器を使用するという点について、コストやそれに要する時間のイメージが湧かないため、例として、これらのコストを教えていただけるとありがたい。
- 電力量計の場合の基準器のコストについては、正確な数値はわからないが、1台100万円くらいか、それを少し超えた程度かと思う。
- 既に市場に設置されているリソースは、使用前検査がされていないが、どのように扱われるのか。
- 使用前検査については、使用前に限定されるものではなくて、使用中を含めて認められる余地はあるというのが大枠の考え方という理解でよいか。
- 市場に既に設置済みのものについて、賛同できるわけではないが、モデルチェンジしていないことを前提に、同じモデルの性能を評価した試験結果を届け出た時点で成立というストーリーになるということによろしいか。
- 将来に渡っても過去に渡っても、計量に影響のある変更をしていない、同じ計量性能をもっている範囲のものはいいのかなと理解した。
- 「検査方法」のガイドライン案イメージについて、基準適合検査が必要と考えられる変更の例の箇所で、例えば、筐体もコンパクトに設計変更することにより影響がでてくることも考えられるが、ここでは、これから検討するための土台のため記載されていないのか。提示されている4項目以外に対してどのように考えられているのかというところを教えていただきたい。

事務局・行政機関

- AQLの設定は、今のところサンプリングを採用する事業者がどう考えるのかという観点に委ねられているところがあり、ガイドライン上にAQLはいくつでなければならぬと示す考えは現時点ではない。一方で、規格にどのくらいの設定が適切かといったことが記載されているので、それに倣って設定していただくことが好ましいと考えている。
- サンプル検査については、「他の電化製品等の出荷検査時の方法に倣うなど、事業者に対しては出荷数に対して十分な個数について検査されていることを説明できることが必要」だということを記載している。事業者間である程度決められるという回答もあったかと思うが、必ずしもそれだけではなくて、十分な個数について検討されていることを説明できるようにしなければならないということがガイドライン上にも明記されていることを補足したい。
- 検査設備の例は、あくまで、例えば該当する試験が無い場合はこのような設備はいらないという考えのため、国家標準にトレーサブルな標準器は、試験を行うために必要なものであれば必要ということとなる。
- 検査主体が届出事業者と一致する場合について、25ページ目の検査体制のところにおいて、しっかりした検査体制を有していること、品質マネジメントシステムのJIS 9001のような内部監査の体制を社内に構築していることを求めている。おそらく製造部門や営業部門と品質管理部門は分かれており、社内であったとしても、社内ですっきりと部署を跨いで、製造部門から品質管理部門に対して、これはどうなのかということで照会がなされ、ご判断いただくということの行為がなされると考えており、社内だからなおざりということはないと思っている。
- 国家標準にトレーサブルな標準器を使用するという点について、100万円の基準器を購入せず、レンタルや、試験を委託する等で対応することもできる。また、100万円という金額は、基準器に係る費用であるが、今回は、基準器だけでなく、国家標準にトレーサブルな標準器を使用することも可能としているので、必ずしも基準器相当の金額がかかるわけではないかと考えている。
- 今回の制度は、検査の種類として、型式適合的な基準適合検査と、使用前等検査、出荷前等検査としている。基準適合検査に関してはモデルごとの試験のため、市場についているもので行わなくても、そのモデルでやっていたらよいということになり、使用前等検査は個々に行うという話かと思う。使用中の計器を使いたい場合は、そのモデルの計量に係る追加の試験をやって、市場についているものに対しては、使用前等検査を行った上で、適合していれば使えるという整理になるかと思う。
- 同じ型名のもので基準適合検査に合格していることが確認できれば、同様に過去についても遡ることができると考えている。ただ、同じ型名であっても、計量機能に影響があるような変更があれば、遡れないと考えている。
- パワーコンディショナーは、出荷前検査が全数実施されていると聞いている。一方で、計量の機能についての試験は、必ずしも実施されていないと理解しており、この場合、計量の部分について足りていない。この部分は、皆様がこういう形で確認しているので大丈夫という説明をご用意いただくことが必要であるということが、考え方の基本かと思っている。
- 使用前等検査は必ずしも出荷時に行う必要はないと考えており、特定計量の取引前に使用前等検査が設定されている趣旨を満たす試験が行われていればよいと思う。

- 既に設置済みのものについては、まずは基準適合検査をクリアしていただかないといけない。また、使用前等検査についても、過去出荷したものについて、何らか出荷時に検査していれば、検査のデータは当然残っていなければならないし、特に精度についてのデータがないのであれば、何らかの形で取りにいただかなければならず、ハードルの高さはあると思っている。過去に遡っても説明できるということも、非常に難易度が高いと思っている。
- 今後、設置するもので特定計量を行う分にはそこまでハードルが高くないかもしれないが、既に設置済みのものは、その何倍かのハードルの高さはあると思っている。逆に、説明できれば、それを積極的に排除する理由もないかと思っている。
- 「検査方法」のガイドライン案イメージについて、いただいたご意見のように、筐体についても、計量性能に影響を与えるものであれば実施することになると考えている。皆様の意見もいただきながらガイドラインに記載する例示の検討ができればと考えている。

議題 6～10

委員・オブザーバー

- 他の規格等の適用について補足させていただくと、特定計量の特例計量器の計量技術基準について、JEMAのHEMS専門委員会の中のVPP分科会において、分散型電源特定計量技術基準検討ワーキンググループを設けて検討を開始している。現在は、PCSの検討を行っており、9月に検討開始してから、現在まで5回開催し、これまでのWGの中で資料も整理されてきていることから、今後、試験方法、検査方法についても、具体的な議論に入れたらと考えている。
- 使用期間について、例えば届出事業者が使用期間15年と定めた場合、それが15年の性能を満たすことの確認は、事業者側が独自に確認すればよいという認識でよいか。
- 他の規格等の適用に関する参考資料のところ、検討委員の中に、日本電気計器検定所のような専門機関が入っているので、しっかりと議論されて規格が作られるものと理解した。より良いものにしていただければと思う。
- そう考えて参加していただいている。自分たちだけでは計量の知識が不足するので、JEMIMAにもいろいろとご指導をお願いしたい。

事務局・行政機関

- 使用期間の確認は、その認識でよいと考える。

議題11～13

委員・オブザーバー

- 大規模需要家への特例を適用し、説明責任等を省略する場合は、取引の相手方に説明することとなっているが、説明を省略するということを相手方に説明することは、普通に説明すること以上の説明をしなければならなくなると思うため、これでは説明の簡略化にはならないと考えている。この部分は、特例の適用及びその内容について届出する、とした方がいいのではないか。

○台帳の保有期間についてもある程度明示した方が良いかと思う。いつ破棄したらいいのかとか、事業者側の方で悩むところが出るかと思うので、事業者の判断なのか等破棄のタイミングに関しても追記していただければと思う。

事務局・行政機関

○いただいたご意見も踏まえて検討したいと考えている。大規模需要家の特例における説明責任等の省略については、例えば大規模なチェーン展開をされている本社としっかりと契約を交わしていれば、支店やフランチャイズ先に対しても合理的に展開ができるというようなイメージをもっていた。

以上